

第一百五十四回  
参議院経済産業委員会会議録第十四号

平成十四年五月二十一日(火曜日)  
午前十一時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

荒木

清寛君

四月二十六日

草川 昭三君  
片山虎之助君  
藤原 正司君

草川 昭三君

五月二十一日

辞任

片山虎之助君

五月二十六日

草川 昭三君  
片山虎之助君  
藤原 正司君

草川 昭三君

五月二十一日

辯任

片山虎之助君  
藤原 正司君

片山虎之助君

五月二十日

辯任

片山虎之助君  
藤原 正司君

片山虎之助君

五月二十一日

辯任

片山虎之助君  
藤原 正司君

片山虎之助君

五月二十日

辯任

片山虎之助君  
藤原 正司君

片山虎之助君

出席者は左のとおり。

委員長	保坂 三蔵君
理事	松田 岩夫君 山崎 力君 平田 健二君 本田 良一君
委員	大島 慶久君 小林 紀文君 加藤 温君 近藤 剛君 関谷 勝嗣君 段本 幸男君 直嶋 正行君 藤原 進君

○委員長(保坂三蔵君) 本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委  
員会を開会いたします。

員会を開会いたしました。

平成十四年五月二十一日 【参議院】

まず、委員の異動について御報告を申し上げます。  
昨日、片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として段本幸男君が選任されました。

○委員長(保坂三蔵君) 政府参考人の出席要求に  
関する件についてお詫びをいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法  
律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の  
委員会に公正取引委員会事務総局、経済取引局長、鈴  
木孝之君、公正取引委員会事務総局審査局長上杉  
秋則君、厚生労働大臣官房審議官鈴木直和君及び  
経済産業大臣官房審議官鷲見良彦君を政府参考人  
として出席を求め、その説明を聽取することに御異議ございませんでしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(保坂三蔵君) 御異議ないと認め、さよう  
う決定をいたしました。

○委員長(保坂三蔵君) 私的独占の禁止及び公正取引の  
確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし  
ます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○平田健二君 おはようございます。  
片山大臣、なかなか大臣がこちらの委員会に出  
席してもらえないものですから、一ヶ月待ちました  
いたい、今日、一ヶ月ぶりです。お久しぶりで  
ございます。どうぞよろしくお願ひします。

○鷲見良彦君 まだいまから経済産業委  
員会を開会いたします。  
力銀行の件でお尋ねをいたします。  
経済産業省、御承知だと思いますが、昨年の四  
月に国際協力銀行が中国の湖北省に化学繊維プラ  
ント建設のための資金供与をしたわけですね。供  
与じやありませんが、貸付けですか、約日本円で

七十三億円。ポリエステルの製造工場なんですが、このことについて、お聞きするところによる  
と、経済産業省にはこの決定にかかる議論に参加していかつたと、こういうお話を聞いておりま  
す。あわせて、この融資計画が決定した後に、北陸を中心とした綿維の業界の皆さん方が国際協力  
銀行に抗議といいますか、どういうことだというふうな説明を求めるというような問題も起つた  
ようです。今、中国と大変問題になつていますが、そのことに関連して質問するんじやございません。綿維  
産業の実態というのは、経済産業省も十分御承知  
だと思いますが、そういう中で中国からの輸入が  
大変な量です。そこに對して綿維のプラントを建  
設するための資金を供与するというのは、ちょっと  
私は、私どもの感情からすると、ちょっと理解  
できないと思うんですが、経済産業省、どのように  
お考えか。また、経過について御承知であれば  
お聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(鷲見良彦君) 御指摘の国際協力銀  
行のロードでございますけれども、これはいわゆ  
るアンタйドローンという制度でございまして、  
私も、当省としては事前に知り得る立場にはござ  
いませんでした。ただ、北陸の产地の方の御懸念、  
どう製品の競合ということでございまして、私ども大  
変理解できるところでございまして、私どもも大  
変心配をいたしました。

既に、融資の契約は国際協力銀行と中国政府と  
の間で締結をされておりましたので、白紙撤回と  
いうことはできないということでございましたの  
ですが、私どもは国際協力銀行に対しまして、こ  
の繊維分野におきます融資につきましては、中國  
に限らず、今後はすべてできるだけ慎重に配慮す  
るよう必要があると感じています。

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委  
員会を開会いたします。  
員会を開会いたしました。

○平田健二君 これで終わりにいたしますけれども、この繊維以外にも、例えば鉄鋼プラント、それから機械製造のプラント、こういった日本と大変競合しておる、むしろ日本が苦しんでおるような産業に資金供与するというのは、やはり国全体としての政策をきちりやはり理解をしてからじゃないと、あるいはお互いに協議をしてからじゃないと決定しない、というような、是非そういうルールを作つてほしいと。国際協力銀行がやるんだから、我々、知らないよでは済みません。確かに、このプラントはもう日本には輸出しないんだけど、輸出しない製品を作るんだと言つておりますが、将来にわたつて日本に輸出しないのかといふ保証はないんですね、繊維の工場ですから。是非ひとつ、経済産業省も注意をしていただきたい、こういったことが起らぬようには是非御努力いただきたく、ということをお願いしておきたいと思います。

次に、公正取引委員会の人事について内閣官房にお尋ねをいたします。

昨年五月に、総理の所信で、市場の番人たる公正取引委員会の体制を強化し、二十一世紀にふさわしい競争政策を確立すると、こうおっしゃつております。それには、まず私は人事だと思います。今日は根来委員長もお見えですけれども、大変、今在任中に辞めた先のことを話してるのは大変失礼ですが、実は先日、マスコミで、根来委員長が退官された後の委員長の候補として大蔵省出身の竹島一彦氏に後任人事が内定したと報道がございました。事実でしょうか。

○内閣官房副長官(上野公成君) 報道ですか。報道があつたのは承知していますけれども、これはそういう報道があつたのは確かでございますけれども、そういうことはまだ具体的なことがない段階で報道されたものであります。

○平田健二君 これで終わりにいたしますけれども、この繊維以外にも、例えば鉄鋼プラント、それから機械製造のプラント、こういった日本と大変競合しておる、むしろ日本が苦しんでおるような産業に資金供与するというのは、やはり国全体としての政策をきちりやはり理解をしてからじゃないと、あるいはお互いに協議をしてからじゃないと決定しない、というような、是非そういうルールを作つてほしいと。国際協力銀行がやるんだから、我々、知らないよでは済みません。確かに、このプラントはもう日本には輸出しないんだけど、輸出しない製品を作るんだと言つておりますが、将来にわたつて日本に輸出しないのかといふ保証はないんですね、繊維の工場ですから。是非ひとつ、経済産業省も注意をしていただきたい、こういったことが起らぬようには是非御努力いただきたく、ということをお願いしておきたいと思います。

○平田健二君 全くその議論をしていないという

ことでしようか。

人事のことですので決まるまでは分からないと思いますが、実は竹島さんに仮に決まつたとすれば、公正取引委員会の歴代の委員長は今回で十人目の方です。よね、大蔵省出身、いわゆる財務省出身が。私ども、この前も言いましたけれども、根來委員長になったときには大変期待しました。また今度、大蔵省、財務省出身の方が一応内定をしたということですが、やはり市場の番人と言われるように、総理も大変公正取引委員会に期待しております。

○平田健二君 全くその議論をしていないということがあります。人事のことですので決まるまでは分からないと思いますが、是非検討いただきたいと思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 委員、独禁法の規定も十分御承知だと思いますけれども、公取の委員長及び委員は年齢が三十五歳以上で、そして法律又は経済に関する、法律の知識といいますか、そういうもののあるうちに内閣総理大臣が国会の同意を得て任命することになっています。これが委員長だけは認証官でございます。定年が七十歳ということです。今回こういう話になつてゐるわけありますけれども、私も官僚のボストがこういう定着をするということについては、これは私も長い間議論の理事事をやつておらず、これは私は必ずしも非常に問題だと思つております。これは。

しかし、一つ一つの問題については、これは官僚だから決してまずいということにはならないんじゃないかなと思いますので、この公取の委員長については、これが何といいますか、準司法的な、司法手続的なことも行われるわけでございますし、法律や経済に対する知識、これはあらゆる、何といいますか、経済の広範な分野に及ぶわけでござりますから、そういう中から適切な人材を経理大臣が選んで、それで国会で同意をしていただくということです。そこで、その上で、公正取引委員会に同意をするとここまで、同意を求めるという

○平田健二君 竹島さん個人が悪いと、こういうことを言つておるわけじゃなくて、大体意味はお分かりだと思いますが、是非検討いただきたいということでございます。どうもありがとうございます。

○平田健二君 竹島さん個人が悪いと、こういうことを言つておるわけじゃなくて、大体意味はお分かりだと思いますが、是非検討いただきたいということでございます。どうもありがとうございます。

○平田健二君 竹島さん個人が悪いと、こういうことを言つておるわけじゃなくて、大体意味はお分かりだと思いますが、是非検討いただきたいということでございます。どうもありがとうございます。

○平田健二君 疑いがある場合には、やつぱり刑事的措置を取るべきであつて、事業者に対し、公正取引委員会が定めることであります。そのため、また〇Bじや絶対駄目だというのもいかがでござります。

○平田健二君 疑いがある場合には、やつぱり刑事的措置を取るべきであつて、事業者に対し、公正取引委員会が定めることであります。そのため、また〇Bじや絶対駄目だというのもいかがでござります。

○平田健二君 竹島さん個人が悪いと、こういうことを言つておるわけじゃなくて、大体意味はお分かりだと思いますが、是非検討いただきたいといふことでございます。どうもありがとうございます。

○平田健二君 竹島さん個人が悪いと、こういうことを言つておるわけじゃなくて、大体意味はお分かりだと思いますが、是非検討いただきたいといふことでございます。どうもありがとうございます。

○平田健二君 竹島さん個人が悪いと、こういうことを言つておるわけじゃなくて、大体意味はお分かりだと思いますが、是非検討いただきたいといふことでございます。どうもありがとうございます。

○平田健二君 疑いがある場合には、やつぱり刑事的措置を取るべきであつて、事業者に対し、公正取引委員会が定めることであります。そのため、また〇Bじや絶対駄目だというのもいかがでござります。

○平田健二君 疑いがある場合には、やつぱり刑事的措置を取るべきであつて、事業者に対し、公正取引委員会が定めることであります。そのため、また〇Bじや絶対駄目だというのもいかがでござります。

なるわけですか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) この五人は公正取引委員会の職員でございますが、現在の実情を申しますと、四人は公正取引委員会で採用された者でございまして、一人は司法修習生、裁判官としてござります。

○平田健二君

そうしますと、審判官は五人で、そのうち四人が公正取引委員会の職員、一人が司法関係の修習生が裁判所の方、審判をする場所は公正取引委員会の中、そうですね。

すべて公正取引委員会の中で、審判官も全部公正取引委員会の方で公正な審判が、しているとは思いますが、果たしてそうかなという疑念もわきますけれども、いかがでしょうか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) この審判の性格ということが一つあるわけでございまして、この審判の法的な性格の下でどれだけ透明性のある審判ができるかどうかという問題でございますが、一つの審判の手続というのはどういう性格を持つているかという点に言及いたしますと、これは御承知のように、公正取引委員会で調査をいたしまして、そして排除勧告をいたします。排除勧告を相手方事業者あるいは事業者団体が認めた場合に、応諾と申しますが、これを認めた場合にそのままその内容が審判手続を経ずに審決ということになるわけでございます。

ところが、その排除勧告について相手方が応諾をしないときには、通常、審判開始決定というのをいたしまして、審判手続に移行するわけでござります。この審判開始決定をしますと、通常、公正取引委員会から審判官にその審判を委託しまして、審判官が公開の、法廷ではありませんけれども、公開の審判廷で審判すると、こういうことでござります。

そして、審判が終局に達しますと、審決案を作りまして、その審決案を公正取引委員会に提出し、また相手方にも送達いたしまして、相手方の意見を聞きました上で審決ということになるわけ

でございますが、もちろんその間に相手方から公正取引委員会に對して直接陳述するといふ機会も与えられているわけであります。

そういうようなことで、これがいわゆる弾劾裁判と、彈劾裁判的なものがあるいは糾問的なものか、という一つの問題がございますけれども、一応の解釈といたしまして、やはり公正取引委員会の審判といいますか処分、行政処分でございますが、それが慎重に行われるためにこれは審判手続といふのを取つてあるということでございますから、公正取引委員会の中で公正取引委員会の職員が、それも事務総局から隔離された職員が審判すると、それでは、その審判手続が透明性を持っているかということでございますが、先ほど申し上げましたように、公正取引委員会の中で行つておりますけれども、これは公開の審判廷で行つております。そして、相手方が、通常、弁護士を代理人に選任して、弁護人が攻撃、防衛を行つてゐるわけでございます。そして、その記録は速記者が必ず立ち会わなければならぬことになつておりますから、記録は公開されているわけであります。

言つうなれば、手続は裁判手続に類似した公開性を持つてやつてゐるわけでございますから、御懸念のよう、内部でちよろちよやつてゐるといふようなことはなかろうかと私は考えております。○平田健二君 総務大臣にお尋ねをいたします。総合規制改革会議で医療、福祉、労働等の社会規制分野での規制緩和提言が行われております。これを受けて、公正取引委員会は有識者から成る研究会を設置しておりますが、この分野は、特に医療、福祉、労働、微妙な問題を抱えていると思います。

規制緩和の促進とセーフティーネットの確保との関係について大臣はどうにお考えか、お尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) これはあちこちで議論になることなんですね。何で総務省の中に公正

○国務大臣(片山虎之助君) 総合規制改革会議と競争促進と、この関係が、どういうふうに整理していくかと、こういう具体的な検討が始まっています。そこで、それじゃ、港というのか、この中に更にワーキンググループを作つてそこで具體的な検討をしていくと。セーフティーネットと競争促進と、この関係が、どういうふうに整理していくかと、こういう具体的な検討が始まっていますから、議論がありますので、公正取引委員会の中に運営しておられます。そこで、それじゃ、港というのか、この中に運営しておられます。そこで、それじゃ、港というのか、この中に運営しておられます。

これはいろいろな議論があつたと思いますね。それは恐らく内閣府もその検討の対象にはなつたと思いまして、そこで、それじゃ、港というのか、この中に運営しておられます。そこで、それじゃ、港というのか、この中に運営しておられます。

これはいろいろな議論があつたと思いますね。それは恐らく内閣府もその検討の対象にはなつたと思いまして、そこで、それじゃ、港というのか、この中に運営しておられます。そこで、それじゃ、港というのか、この中に運営しておられます。

御承知のように、通信事業分野のガイドラインを公正取引委員会と一緒に作られてますけれども、マーケットを監視するのであれば、規制当局ですね、総務省とその外局という関係ではなくて、中立的な機関が重層的に監視する必要があると私は考えます。そうでなければ競争政策に対する信頼は得られない、規制する側とそうじやない。

ですから、これは規制改革推進三か年計画でも指摘されていますように、独立性と中立性を保つためにはやはり総務省じゃなくて内閣府に移しました。仕事の上では全く独立ですかね。年半になつていいんですね。いや、そこで、私は幸いと、こういうふうに思つております。

○平田健二君 もう一つ大臣、公正取引委員会の定員が今六百名ちょっとですね。先日、新聞報

取引委員会がくつ付いたのか。

道されました食の安全のための独立委員会ですか、千人規模と、こう言われておるわけですね。やはり私は、公正取引委員会、それは人数が多くれば多いほどいいんですが、六百人ではちょっとやつぱりいかがかなという気がしております。先ほど大臣は、いや、庶務をやっておるんだといふうなことでしたけれども、やつぱり行政管理担当大臣として、この公正取引委員会の人員の増強ということについてどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) 公取の窓口、所轄としては庶務をやっているんですけれども、今度は一方では定数管理や組織管理は、私は査定官庁でございまして、これ一人何役かなもので、公取の方からも御要望いただいて、定数の査定をやっているわけですね。言われるよう、今六百十二人ですかね、多いとは言いません。

そこで、私になりましてと言いうのもあれですが、平成十四年度は四十人の増員をいたしました。今までが、十二年度も十三年度も十一人です。そこで、公取が私の所轄だから増やすわけじゃないんですが、仕事の重要性や量を考えまして特に四十人のうち査定当局を二十八人増やしたところを見ながら必要なら増やしていくかと思うんですよ。必要なところを増やせばいいんでも、必要なところはないかも知れませんが、必要でないところはないのかかもしれない。この度合いが少ないとこは減らすというのか、もう少し抑えるとか、こういうめり張りの付いた定数管理がいいと思いますので、今回は特に公取や金融庁やそういうところについては増員いたしましたのであります。この姿勢は今後も続けていきたいと思っております。

○平田健二君 もう一点お伺いします。

御承知のように、民主党は官製談合防止に関する法律案を提出をしておりまし、与党でもお考えのようです。最近特にこの官製談合、目に余るもののが報道されていますし、いろんな事件が起きております。この現状に対する認識と、民主党案

についてどのようにお考えか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 官製談合という言葉が適当かどうかは知りませんが、あつてはならない事件がいろいろ起こっておる。しかも、地方に多いわけですね、地方自治体絡みで。私は地方自治の方も担当しているものですから、地方分権を一生懸命やろう、地方に税源を移譲してもらおうと、こういうときには地方自治に対する国民の信頼が揺らぐではないかと、こういうことを言つております。是非、そういう意味では、こういうことをなくしていく、いろんな手立てを取りつけていくことは必要だと、こういうふうに思つております。そういう意味では、民主党さんも法案を出されておりましたし、与党三党もいろいろ議論しておりますから、これは極めて高度の政治的なマターでございますので、私がいいとか悪いとか言うのはいかがと思つたけれども、いい案をお互い競つて出して、国会で十分の議論の上、私は一定の方向付けをしていただくことは大変必要じゃなかろうかと、こういうふうに思つております。

○平田健二君 同様の質問を公正取引委員会にもお聞きしたいと思いますが、民主党案についていかがでしょうか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 私どもが事件を調査し、また先ほど申しましたような審判をやつていく過程におきまして、やはり発注者が談合に関与しているという例が少なくないわけでござります。したがいまして、私どもも発注者の責任をそのままにしていくというのは非常に不公平だと感じを持っておりますし、また談合に参加した事業者たちも、どうして我々だけがそういう対象になるのかと、いう不満がございまして、やはり私どもが考えますに、非常に不公平だという感じは免れないわけでございます。

○緒方靖夫君 直接の雇用は当然です。同時に、親会社の場合についてもという話がありました。そのままでしていく、というのは非常に不公平だという感じを持っていますし、また談合に参加した事業者たちも、どうして我々だけがそういう対象になるのかと、いう不満がございまして、やはり私どもが考えますに、非常に不公平だという感じは免れないわけでございます。

ただ、この発注者の責任というのは独占禁止法のうち外にあるというふうに見られるところがござりますので、私どもとしては、国会にお願いします。

ることもならず、非常に困惑していたわけでござりますが、与党あるいは民主党でもこの点についていろいろ御検討いただいて、また民主党でこういう法案をいただいているということは、内容は私ども今あれこれ申し上げる立場ではございませんが、方向として大変有り難いことだと考えております。

○平田健二君 終わります。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。

私は、先月二十五日の質問の際に、持株会社における労働者の雇用と労働条件について質問いたしました。本日は、労働組合の純粹持株会社に対する団体交渉権の問題について伺いたいと思います。

初めに、厚生労働省に尋ねたいんですけども、一般論として、持株会社は株式保有を通じて他社の事業活動を支配することを目的とする会社であるということですから、企業再編では自主的な決定権、支配力を有しているということから、労働組合法上の使用者として団体交渉の相手となると思うわけですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木直和君) 使用者性の問題についてのお尋ねでございますが、一般論として言えば、直接の雇用主が使用者性を持つものでござります。ただ、親会社等におきましても、一定の条件下では使用者性が推定される場合もございまい」と思つています。

○政府参考人(鈴木直和君) 使用者性の問題についてのお尋ねでございますが、一般論として言えば、直接の雇用主が使用者性を持つものでござります。ただ、親会社等におきましても、一定の条件下では使用者性が推定される場合もございまい」と思つています。

したがいまして、使用者性の問題、これは個別具体的なケースに即して労働委員会なり裁判所が判断するものでございますが、一般論として言えば、そういった条件に当てはまれば、使用者性の推定がかなり高い可能性で推定されるということです。

○緒方靖夫君 そういう今ある言われた使用者性が高い場合には、今、私が指摘したこと認められると、そういう答弁だつたと思います。それは非常に大事な点だと思いますね。

私、そういう旧労働省の中間取りまとめ、それに加えて学説的にもどうかと、いうことを調べてみました。純粹持株会社と労働法上の関係について、獨協大学の土田道夫教授がこういう見解を論文の中で述べております。これは学会の中でも非常に重きをなしている見解だというふうに伺っております。ちょっと長いですけれども、私、紹

介したいと思います。

「持株会社が支配株主としての地位を超えて（濫用して）労働条件を実質的に決定しているといえるほどの強度の支配力を有している場合は、労働契約上はともかく、団体交渉上は「使用者」と考えるべきであろう。」こう述べているんですね。そして更に、「純粋持株会社が経営上の指示（生産調整やコストダウンの指示）や、人事管理の方針の決定を行い、子会社が事実上これに従つて労働条件を決定している場合（賃金切下げ、労働時間制の変更、解雇等）がこれにあたる。」こう書かれているわけです。そして更に結論的に、「一定の労働条件に関する実質的支配があれば、当該事項限りでの持株会社の使用者性を肯定すべきであろう」、こう述べられているわけですね。

私は、この指摘というのは、ここに展開される論理からいつても当然のことだと思います。したがつて、私はその点で、当然この指摘からも、持ち株会社側に労働組合との団体交渉権の応諾義務がある、その点は明らかではないかと考えますけれども、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 今御指摘になつた問題は、先ほど中間取りまとめの内容の点で申し上げましたが、その二点目の労働条件の決定について反復して純粋持ち株会社の同意を要することとされている場合、そういう場合の具体的な事例かなというふうに考えられますが、ただ、いずれにしても、この問題については個別具体的な実態を踏まえて判断されるべきものというふうに考えております。

○緒方靖夫君 確かに個別具体的なんですね。

しかし同時に、先ほど一般論としてもずっとお話ししてきましたけれども、当然、先ほども高い使用者性が認められる、ここで繰り返しませんけれども、例を述べながら、そう述べられたというの非常に大事な点など、そういうふうに思ふわけですね。

私、そこで具体的にNTTの例を取り上げたい

と思います。

NTTでは、四月十九日、昨年発表したNTTグループ三か年経営計画を見直して二〇〇四年までの新経営計画を打ち出しました。この計画では、インターネット技術を使ったIP網への移行やブロードバンドアクセスサービスの拡充を中心にして、情報通信のユニバーサルサービスである固定電話からの脱却、公衆電話の大規模な撤去などを盛り込んでおります。

具体的には、固定電話網への投資の停止、公衆電話の縮小、停止、七万八千台の削減を行う、地場業種賃金を反映した賃金水準によるコスト競争力を強化したアウトソーシング会社の新たな業務開拓、東西地域会社化の競争力強化のための引き続き退職、再雇用の仕組みによる人件費の抑制、成果・業績重視の賃金制度改革で退職手当への個人評価の導入を進める、そういうふうに述べられているわけですね。非常に大きな変化がNTTで起こることになるわけですね。

そこで、NTTに監督責任を担つております総務大臣にお伺いしたいんです。

NTTの純粋持ち株会社化に当たつて、同社の

林副社長は、九七年六月の参議院、当時の通信委員会で我が党の上田耕一郎議員の質問に対し、持ち株会社と労働組合の団体交渉権について、団体交渉方式等も含めて、「私ども、現在の労働協約を基本的には引き継いでまいりたい」、このよう

うに国会で答弁されているわけです。

NTTはこれをまじめに履行されていると大臣

はお考へかどうか、その点についてお伺いしてお

きたいと思います。

○國務大臣（片山虎之助君） 我々はNTTに關係

がないことはありませんが、労使がどうやるかと

いうようなことまで私は承知いたしておりませ

ん。それは直接、厚生労働省がどこか分かりませ

んけれども、労使の関係についてはそこでお聞き

いただかない、私どもは責任を持つてNTTの

態度がいいとか悪いとかというあれはないと思いま

す。

○緒方靖夫君 そうすると、お尋ねしますけれども、政府の中で責任持つっているのはどこなんです

んですよ。今私が述べたNTTの代表が国会で責任を持つて述べたこと、それについて、それをまさに履行しているとお考へかどうかということを大臣にお伺いしているわけですね。なぜ大臣に聞くかといえば、NTTの監督官庁の責任者だからですよ。

法律に基づいて一定の監督権はあります。しかし、今あなたが、委員が質問されるようなことにについて労使の間でどういう事実行為があつたかといふことは私は承知しておりませんから、それに申しあげたわけであります。

○緒方靖夫君 私は、大臣、現時点で御存じない、その認識がない、御存じないということですね。知見がないということですかね。

その現状について、私、それはここで述べた

いと思いますけれども、やはり私は、監督責任の中にはそうしたことについても知った上でやはり

きちっとした形で正していく、それをどういう形

でやるかと、ということはいろんな形があると思いま

す、こちらがとやかく言うことではないかもしれ

ませんけれども、少なくとも監督責任の中には当

然そういうことが含まれていると、そう考へるん

ですけれども、大臣、あれですか、そういうたこ

とは一切関知せず、知らぬ存ぜぬ、もうどうぞ勝

手にやつてくれといふ、そういう立場なんですね

か。信じられません。

○國務大臣（片山虎之助君） いやいや、労使は基

本的には自決なんですよ。法律の中で、一定の法

律に基づく土俵の中で労使ががつぶり組み合つ

て、お互いに意見を交換して交渉して物を決めて

いくんですよ。それは知っています。私は責任

は、九九年の純粋持ち株会社化して以降、通信労

組との団体交渉について、親会社に通信労組の組

合員がいない、このことを理由に拒否し続けてい

るわけですよ。一度も団体交渉に応じたことがな

い。

国会の場では団体交渉権の継承、これを公言し

ながら、その履行を行っていない。この姿勢が私は重大だと思うんですけれども、そういうことにについても関知されないんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 何度も同じことを言つておりますけれども、例えば、予算や決算や経営計画の三か年計画や、あるいは若干の人事についてもそれはかわり合ひがありますよ。我々は、NTTグループの経営基盤がどうなるのか、どういう役割を果たすのか、こういう難しい経営環境の変化の激しい時代にどういう方向に向くのか、大変な関心を持つておりますよ。

しかし、労使のことについては、これは労使で

お決めいただることで、しかも我々の聞くところ

は、NTTから聞く限りは、それはしっかりと話し合つておりますと、こういうことでござりますから、やつてくれと、こういうふうに申し上げていますが、労使交渉の中まで政府が責任を持つとか、我々が入つていくということになつていいないということも度々申し上げているわけあります。

○緒方靖夫君 今、大臣言われたように、労使交渉についてどうかというふうに聞いたことがあります。つまり、関心を持つておられるわけですよ。そして、その返事はしつかりやつていると、だから安心したとか良かつたと思われているわけでしょう。

私は、そうじやないと、そういう現実じやないということをここで述べているわけだから、関心を持っている大臣が、つまり聞くほど関心を持っているわけだから、いわゆる聞く耳を持つて聞いていただきたい、そのことを申し上げたいと思ひます。それで、今回のNTTのリストラ策を経営戦略の面から指揮したのは、グループ全体を統括するNTTなわけですよ。実際、同社の宮津社長は昨年四月の会見で、東西地域会社が抱える人員を流动させなければならないときに、ほかのグループ会社に相談をして、人員の受け側を作つたり仕事 자체をも流动させていくというような構造転換

のために持ち株会社は介入する、そう言つているわけですね。そしてさらに、そのような資源配分の変革は黙つてやらせておいてはとても回らないう、こう述べているわけですよ。

このことからも、今日のリストラ策というのが持ち株会社NTTのニニシアチブで画されるところは明らかですよ。NTTは計画策定者としての責任がある以上、やはり組合の一つである通信労組と団体交渉に応じる義務がある。私は、こういうことからも、そういう立場でNTTには対してもそうだと思いますよ。

先ほど大臣は、経営についてはいろんな形で関

心を持って、そしてそれを見守つていると、そう

言われました。あるいは、意見も述べられるで

しょう、当然。経営にかかる問題でリストラと

か人員の配置とか、そうしたことが非常に大きな

問題になつてゐるわけですよ。つまり、そういう問題というのは労使関係に直結び付くわけですよ。

よね。ですから、宮津社長のこうした、自分たち

は介入する、グループの中で子会社に対しても介

入しなければとつてもやらないけれどもやつてい

う状況にあつて、経営の方針だけ関心を持つて

労組についてははずかしか関心を持たないよう

な、そういう勝手なのは私はおかしいと思いま

す。

ですから、私はその点で大臣のお考えとしてお

伺いしたいわけですから、やはりNTTとし

て団体交渉権に応じる必要があるのでないか、

そう私は考えます。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、事実、事実を

私は確認したいわけでもないし、確認する立場に

もないわけですからね、それをどうこうというこ

とは私の立場では言えないと、国会の場で、NT

Tグループもこれは民営化して民間ですからね、生き残らなければいけませんよ。この経営環境の激

い中で。そのためには必死のいろんな経営改善の

努力をやつているんですよ、でしよう。

そういうことについていろいろお話をあれ

ば、私の方から言つておりますし、た

だ、労使交渉は、何度も言いますけれども、これは労使自決なんですよ。それで、なぜ今、その辺についてはあなたの関心を持つていてるじゃないかと

総務委員会で共産党の議員さんが何度も言つかい、こう述べているわけですよ。

このことからも、ただ本当に不思議な態度だと思います。私は、ただ本当に不思議な態度だと思います。

○緒方靖夫君 いいですか、大臣、NTTの経営

戦略というのは労働者がいて成り立つているわけ

ですよ、多くの部分は。だからリストラをどうす

る、配置をどうするとなるわけでしょう。それに

対して、経営の問題だけ関心を持つて、労使

関係はとやかく言う立場でない。私はこれは間

違つてゐると思います、はつきり。だから、総務

大臣がそういう立場を取つてゐるというの是非常に情けないと思いますし、私はその立場というの

ははつきり言つてそれは違う、監督責任を果たして

いないという、そういう言辞を述べてゐる、そ

うな、そういう勝手なのは私はおかしいと思いま

す。

ですから、私はその点で大臣のお考えとしてお

伺いしたいわけですから、やはりNTTとし

て団体交渉権に応じる必要があるのでないか、

そう私は考えます。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、事実、事実を

私は確認したいわけでもないし、確認する立場に

もないわけですからね、それをどうこうというこ

とは私の立場では言えないと、国会の場で、NT

Tグループもこれは民営化して民間ですからね、生き残らなければいけませんよ。この経営環境の激

い中で。そのためには必死のいろんな経営改善の

努力をやつているんですよ、でしよう。

そういうことについてのいろいろお話をあれ

ば、私の方から言つておりますし、た

私は、NTTの指揮統制の下に、正にこういうことがグループ全体、子会社全体を動かしているわけですね。そしてさらに、そのような資源配分の変革は黙つてやらせておいてはとても回らない、こう述べているわけですよ。

○緒方靖夫君 大臣こそ自分の責任をはつきり把握する、労使の処遇については、しっかりと話し合つて決めてもらえばいいと考えております。

○緒方靖夫君 大臣こそ自分の責任をはつきりわ

きまして発言していただきたい、ここは国会の場

ですから。総務大臣がです。総務大臣がです

よ、労使関係は一切関係ないと、労使でやつてく

れと、そういう答弁をしてゐるわけですが、結論的にはそうでしょう。それが本当に正しいのかどう

か、問われますよ。

厚生労働省、あなたがさつき言つたように、宮

津社長がはつきりと、個別具体的の話になります

が、はつきりとですよ、いいですか、グループ全

体が生き残るために、子会社に対し、子会社では全然解雇もできないからグループに介入してやると、そう公言しているわけですよ。先ほど言ったように、これが、いいですか、純粹持ち株会社の使用者性についてどうなるかということについては当然政府として検討しなきゃならない問題じゃないですか。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の発言だけで使用者性が推定できるかといいますとそうではなくて、具体的にその労働条件の決定に当たつてどのような、NTT本体がどのような役割を果たしているか、そういう実態を見て判断すべきものというふうに考えております。

また、こういった問題については、これは労使関係の問題でございますので、具体的にそういう問題について労働委員会という制度もござりますので、そういうところで具体的に判断されるべき問題というふうに考えております。

○緒方靖夫君 私が述べているのは限られた時間の中で一部の話ですから、当然それで、それをもって、あるいはこの言葉をもつてこうだと言えないので、しかしながら、私は、その実態を最も象徴的に表す事実を、あるいはその言葉を紹介しているわけですね。

員会で判断しなきやいけない問題、そしてまた厚生労働省としても、このケースがどういうことになりますか、私は、そういう点でいえば、労働委員会は判断しなきやいけない立場にあるわけですよ。厚生労働省はこの間からずっと調査する、研究すると言っていますよね。ですから私は、政府は一体なわけですから、そこをNTTを所管する総務大臣が今のような立場を取られていたら私は議論が全然かみ合わないとと思うし、大臣はああ言う、労使で任せていると、自分は関知しないと、そういうことを言われる。私は、私はそれであっていいのかという問題提起をしている。それ違うばかりですよね。

私はその点で、はつきりとこういう問題について

では、確かに厚生労働省の所管ということはかなり強いですよ。ですから、厚生労働省としてこういう事案についてきちっと調査する、このことはやつていただきたいと思います。この間は、全体について調査をしてくれという、するということで約束されました。こうしたことについても、個別具体的な問題について行政としてどうかと

しているか、そういう実態を見て判断すべきものというふうに考えております。

また、こういった問題については、これは労使関係の問題でございますので、具体的にそういう問題について労働委員会も含めやはり全体として検討するためには当然だと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(鈴木直和君) こういった労使関係の個別具体的な問題について行政としてどうかと

いうことでございますが、これについては、そういうのは当然だと思いますが、いつた個別の労使関係の問題で行政が直接にどうこうということは必ずしも適当ではないと考えております。

そういう労使関係の問題、特に団体交渉とか不當労働行為の問題については、そのために労働委員会制度が設けられているということもございまますので、これはそういう労働委員会制度なり、あるいは裁判ということもありますし、そういうところで解決すべき問題というふうに考えております。

○緒方靖夫君 具体的にはそういうことになつていくと思いますよ。裁判とかそういう方法があると思いますし、開かれていると思います。

しかし、私が提起しているのは、民間会社でどういられないはずですよ。だから、先ほど言われたような形で調査を行つたから、前回の質問で調査をすると約束されたわけでしょう。民間だから私たち関知しませんという、関知しませんという態度じゃないわけですよ。

ですから、この問題だって、どうせい、ああせいといふことは私は言えないと思いますよ。しかし、どういう実態があるかということをつかんでいくのは厚生労働省の務めじゃありませんか。そして、更に――言いたいことがあつたら、どうぞ。

○政府参考人(鈴木直和君) 前回、調査というお

話を申し上げたのは、持ち株会社について先ほど

もお話ししました労使関係懇談会で中間取りまとめをいたしました。ただ、その後時間もたつてお

り、またその持ち株会社の数も増えてきていると

いく、NTTもこれから二〇〇四年までに大きな

改革をやる、その下で、自分たちの会社にいな

い、いいのは当たり前ですよ、本社は少ないん

だから、人数が、だから団体交渉には応じない、

そういう理屈が通るのか。そして、これを政府が

労使間の関係などということで見逃す、そんなこ

とをしたら一体どういうことになるのか。労使関係

は一体どういうことになるのか、重大な問題じゃ

ありませんか。

そういうことに対する、大臣が本当に今日は、

改めて言いますけれども、情けない答弁をされま

したよ。そして、厚生労働省、私は求めたいけれ

ども、こういう問題についてきちっとした形で、

立ち入らなくていいですよ、何が実態かというこ

とについて、判断しなくていいから、それをを集め

てこういう材料がありますということを示してい

ただきたい。それはやつていただけますね。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題、N

TTの問題とは直接かわりないのかなというふ

うに受け取つたんでございますが、先ほども言ひましたように、持ち株会社の数が増えていくとい

うこともあるて、そういう持株会社の実態、労使関係を含

めてそいつた持株会社の実態、労使関係の動

向あるいは持株会社の関与の程度はどうなつて

いるか、そういう一般的な形の調査は今年度実

施したいというふうに考えております。

○国務大臣(片山虎之助君) ヨーロッパのどこの

国かどこの国の議会か知りませんけれども、そん

なことを断定的に言うもんじやないんですよ。我

が國は法治國家なんですよ。法律に基づいていろ

くいかなければ、労働委員会もあるし、司法もあ

るんですから、ちゃんと手続を踏まれたらいいと

私は思つております。

○緒方靖夫君 最後。

○委員長(保坂三藏君) 時間ですので。

○緒方靖夫君 大臣ね、私言っているのは、経営戦略には関心持つ、NTTの利益がどうあるかについては関心を持つ、そう言わされました。しかし、その基にあるのは労使関係だし、それについて関心を持たれない、そのことはおかしいと思いますし、こういう今私が述べた実態があるということ、今後よく見ていただいて対処していただきたい。このことを要望いたします。

終わります。

○広野ただし君 自由党・無所属の会の広野ただです。

先月の経済産業委員会でもJAL、JASの統合問題についてお聞きをしていたんですが、そのときには総務大臣おられなかつたのですから、再度やさせていただきたいと、こう思つております。

やはり二十一世紀は、飛行機というのは、航空というものは正にげたのようになるわけで、特に地域発展のためにも航空運賃が下がるということは、公正な競争の下に下がるということは地域発展に大きな影響はあると私は考えております。特に沖縄なんかの場合は観光産業等で、外国へ行く方が安く沖縄へ行く方が高いというような状況であつては沖縄の発展というのにならぬかといふことでありまして、そういう面でJAL、JASの統合について総務大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) やっぱりJALもJASもいろんな事情があつたんだなと、こういうふうに思います。

そこで公取の方が、これにはいろいろ相談に乗られたりなんかして、結果として公取の言うことでもJALもJASも聞いていただいて、結果としてはああいうことになつたのはそれはそれで良かったなど。二社になる方が三社になるよりも競争政策についてはやや懸念があるわけですから、その辺について二社になつても競争政策は担保はするんだと、こういうことならそれはそれでいい

のかなと。

やつぱり今、日本の企業は必死で生き残りを考えているんですね。だから、そういう意味ではますし、こういう今私が述べた実態があるということ、今後よく見ていただいて対処していただきたい。このことを要望いたします。

終わります。

○広野ただし君 公取委員長にお伺いしますが、今年の三月十五日にJAL、JASの統合問題について公取の見解を出しておられて、国内の航空旅客の大割以上を占める三十二路線で大体独占しています。

から、同調的な運賃値上げの報道ですか、実質的な競争制限のおそれありと、こういう見解を示しておられたのが、四月の末には、連休の直前には、大体いいだろうと、こういうふうになつた。

どういうふうにして公正な競争が担保されるようになったのか、お答えいただきたいと思います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 前にも御説明したとおり、日本航空と日本エアシステムの統合の話が出てまいりまして、それだけでは問題があるということで、三月十五日に中間見解を発表したわけござります。この内容はごらんいただいておることだと理解しておりますけれども、要するにそれだけでは独占禁止法違反という疑惑が極めて濃いということでござります。

これを受けて、それでは当事会社がどういふうに出るかといふのは、先般申し上げましたように三つの方法があるわけございまして、公正取引委員会がどういう見解を出そうともこれは強行するというお考えもありましようし、もう一つは、もうそういう考え方を中止する、あるいは第三の道を選ぶという考え方もありましようし、もう少しちょっと具体的に申させていただくと、混雑空港、代表的に言えば羽田、これについては九便、JAL、JASが返上する。そして、それを我が方は新しく競争促進枠というふうにとらえて、新規の会社に、もちろん新規の会社がもしそれを望まないならば、単独の路線のところにJAL、JASのグループ、それからANAのグループ、それを入れて単独にしないように、そういうふうな競争原理を入れていく。

もちろんそのときに、その当事会社が、今、公取委員長のお話のように、公取の方に対しても私はこうしますという提案がある中に、九便を出されども、当事者会社は第三の道を選んだわけですが、ございまして、いろいろ条件を出して競争阻害の要素を減殺する方法を提案してまいりました。そういう提案を受けて、私どもは、それは百点

満点とは評価するわけではございませんけれども、独占禁止法違反にはならないであろう、そういう条件を満たされた場合はならないであろうと結論で当事者会社に回答したわけございます。

○広野ただし君 三年後がまた問題だと思います。ですから、国土交通省又は公取もずっと、公取委員会も大いに注視をして、監視をしていただきたいと、こう思います。

○広野ただし君 三年後がまた問題だと思います。ですから、郵政公社法関連が国会に提出されただと、こう思います。

○副大臣(月原茂皓君) 保証されますかといふ御質問であります。が、保証いたします。

○副大臣(月原茂皓君) 保証されますかといふ御質問であります。が、保証いたします。

そこでまた簡保、それぞれ経理が峻別をされると、こうありますけれども、ある程度資金シヨートをすれば融通もすると、こうしたことでも、郵政事業、そしてまた郵便貯金・為替事業、そしてまた簡保、それぞれ経理が峻別をされると、こうありますけれども、ある程度資金シヨートをすれば融通もすると、こうしたことでも、郵政事業、そしてまた郵便貯金・為替事業、そしてまた簡保、それぞれ経理が峻別をされると、こうあります。

○政府特別補佐人(根來泰周君) いろいろ御見解がありまして、これは独占政策上、最も慎むべきところであろうと思いますが、公取委員長、どういう見解でございましょうか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) いろいろ御見解がありますし、この具体的な法案、案件についていろいろ申し上げるのは適当でないと思いますが、一般的に申し上げれば、独占禁止法の精神が十分生かされるようにお願いしたいと、こういうことでござります。

○広野ただし君 特に郵貯の場合は、資産三百兆円以上の巨大メガバンクができ上がる。しかも、自主運用ということになります。そしてまた、簡保の方は百二十兆円の資産の、これもどの生命保険会社よりも何層倍も大きい、巨大なものができる上がる。このことでも私は、公正な競争と、こう思つております。

が、公取委員長、いかがでしようか。

○政府特別補佐人(根來泰周君)　何度も申し上げますけれども、いろいろ御見解があろうかと思ひますが、今まで歴史的にそういうふうになつたわけでございますから、今すぐにその仕組みを変えてしまつということは難しかろうと思うでございます。

そういうことで、できるだけこれからいろいろ仕組みを作るときに、独占禁止法の公正にして自由な競争ができるような環境を作るような形でお願いできれば大変有り難いし、またそういう仕組みの中でいろいろ不公正な取引というのが行われれば、私どもも独占禁止法違反ということで具体的な事件として取り上げなければならないなと思っております。

○広野ただし君　総務大臣にお伺いします。

そういう独禁政策上、特に郵貯あるいは簡保が一体になつておる、そしてまた、そういう巨大なものが独禁政策上どう公正な競争ができるのかという観点から、いかがお考えでしようか。

○國務大臣(片山虎之助君)　この郵政事業につきましては、御承知のように大議論がありまして、かなり前の国会で中央省令再編基本法で、取りあえず総務省ができた場合には外局の郵政事業庁にして、二年後についのが来年ですけれども、二年後に国営公社に移行すると。そこでこういうふうにしますと中にいろいろ書いていますよね、フレームを。こういうことで、それに従いまして、そのフレームに従い私どもの方で公社研究会を作りまして、御答申を賜つて今回の四法案を出しておりまして、今日の午後から衆議院で本会議で趣旨説明、質疑が行われると、審議に入つていだくわけであります。

基本的には、公社移行後も郵貯や簡保の政策目的に変更はないし、業務の内容もほぼ同じだと、こういうことですけれども、私は、今度の公社にすることに対象部門をびしつと分けなさいと、郵貯と簡保と郵便と、こういうふうにびしやつと。今も特別会計で分けておりますけれども、それを

もつと責任も状況もはつきりするように分離体制でやつたらどうかと、こういうことを考えておりましで、取りあえず法律を通していただきやりますが、もう少し時間がありますので、そう

うものにいたしたいと思って、これはちょっと、民の目から見てなるほどな、それから、根來委員長もおられますけれども、独禁法の精神もちゃんと体しているなど、こういうような体制、そういうのは第一内閣府的な、その他に属せざると、いうことの中で検討してまいりたいと、こういうふうに思つております。

郵貯が大きいことは事実ですけれども、定額貯金の満期でかなり減りまして、それでも二、三十九兆は減りました。減つても三百四十兆ですが、大きいことは大きいですけれども、簡保も百二十兆ですからこれも大きいんですけど、大きいからどうだということではなくて、やっぱり納得ができる形には是非今後とも運営の状況持つていただき、こういうふうに思つております。委員の御意向も十分踏まえて対応を考えさせていただきたいと思っております。

○広野ただし君　それで、先ほど同僚委員からも

電話がありましたけれども、郵政事業、そしてまた電気通信事業というものを所管される総務大臣が、独禁政策をつかさどる公取委員会を所管、所轄と言つておられますけれども、そういうことにについて、中央省令が再編された後も、ちょうど二十一世紀における競争政策、それと公取の在り方について、中央省令が再編された後も、ちょうど二十二世紀における競争政策、それと公取の在り方について、内閣府に移されて、そこで言つておりますのが、内閣府に移すことを検討すべきだと。

特に、独禁政策は経済政策の憲法とも言われる

ような大事な政策でありますから、その点、や

はり非常に重要な公取委員会を、そういう二十一世紀の競争政策の観点から移すということを本格的に御検討いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(片山虎之助君)　これは、公正取引委員会というのはアメリカで生まれたわけでもない

んですけれども、独立行政機関ですよね。そこで、これはどこかにつなぐというのか、所轄といふか、籍を持たないかんと、こういうことで、恐らくそういう意味では内閣府というのも一つの案だし、総務省というのも一つの案だったと思いまよ。

ちょっと内閣府は、あのときの議論は、機能純化という議論も一つありました、それで総務省と、例えは公正取引委員会もありますが、日本学術会議や公害等調整委員会も私のところなんです。そこは全部仕事は独立しているんです。何らかの仕事の上の影響はない。ただ、今言いましたように庶務的なことは私の方が若干お世話する。そういうものを総務省にとりますが、日本学術会議や公害等調整委員会も私のところなんです。そこは全部仕事は独立しているんです。何らかの仕事の上の影響はない。ただ、今言いましたように庶務的なことは私の方が若干お世話する。そういうことになつております。ただ、今お話しのように郵政あり、テレコミュニケーションありますから、そのところでいろんな議論があると思いますけれども、いずれにせよ、まだこの体制ができて一年ちょっとでござりますので、時間を掛けてあるべき体制にすることの検討は引き続いてやつてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○広野ただし君　終わります。

○委員長(保坂三蔵君)　他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○緒方靖夫君　私は、日本共産党を代表して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

本改正案の反対の第一の理由は、労働者保護の法制度等を何ら手当てしないまま、こうした大企業の企業再編リストラを一層容易にするものだからです。これは結局、労働者の権利と暮らし、中小企業経営を圧迫し、ひいては大量失業と国内産業の空洞化を加速させるものと言わざるを得ません。

第二に、大規模会社の株式保有総量制限を定めた九条の二の廃止は、大規模な合併、買収にブレークを掛けていくという経団連の撤廃要求にこたえるもので、巨大企業グループの資本集中を止止めなく促進するものです。独占禁止法を強化、改正し、この規定を新設した歴史的な教訓を没却させるものであります。

第三に、九条の二の廃止に伴う九条の規制方式の見直しは、事業持株、純粋持株を問わず、何ら法的拘束力のない現状追認のガイドライン方

巨大企業が相次いで誕生し、株主利益最優先の純粹持株会社が多数生まれました。

我が党は当時、持ち株会社解禁が巨大企業グループ、多国籍企業の経済支配を著しく強めるとともに、経団連の、財界のねらいどおり、大企業による大規模なリストラを遂行する体制づくりを容易にし、そのてこになるものと指摘しました。その後の事態は、正に我が党が危惧し、指摘したことになつています。

式による、言わば持ち株会社全面解禁の総仕上げであり、九条そのものを形骸化するものであります。

第四に、金融会社による株式保有制限の縮減は、この間、行政当局による裁量権を逸脱した立法行為にも近い運用解釈によつて行われてきた金融会社の肥大化という既成事実を追認、合法化するものであるばかりか、巨大銀行グループによる地域金融、中小金融機関に対する金融支配を無制限に拡大するものです。持ち株会社、大銀行グループの社会的使命を忘れ去つた横暴勝手を醸成することにもつながり、到底容認できません。

以上申し述べて、反対討論を終わります。

○委員長(保坂三蔵君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(保坂三蔵君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(保坂三蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分 散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発推進から脱原発への政策転換に関する請願 第一九三三二号

一、中小企業及び中小業者のための経営振興策による景気回復に関する請願 第一九三三九号

(第一九四〇号)(第一九四一号)(第一九四二

号)(第一九四三号)(第一九四四号)(第一九四五号)

景気回復に関する請願

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九三三二号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 東京都多摩市落合四ノ一六ノ一ノ

第一九四五号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 岩手県遠野市早瀬町三ノ一二ノ五

請願者 中野克彦 外三千九百五名

原発推進から脱原発への政策転換に関する請願

紹介議員 緒方 靖夫君

請願者 千葉県習志野市谷津六ノ一九ノ五

ノ四〇九 齋藤美智子 外四十九

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四一号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 東京都墨田区墨田三ノ三九ノ九

請願者 吉川 春子君

景気回復に関する請願

紹介議員 畑野 君枝君

請願者 島村眞一 外三千九百五名

中小企業及び中小業者のための経営振興策による景気回復に関する請願

紹介議員 林 紀子君

請願者 香川県仲多度郡多度津町本通一ノ

九ノ一二 長谷川隆一 外三千九百五名

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四二号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 北九州市小倉北区末広一ノ一一

請願者 一六 魚住大介 外三千九百五名

中小企業及び中小業者のための経営振興策による景気回復に関する請願

紹介議員 筆坂 秀世君

請願者 緒方昭二郎 外三千九百五名

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四三号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 吉岡 吉典君

景気回復に関する請願

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四四号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 北九州市小倉北区中島一ノ八ノ三

請願者 緒方昭二郎 外三千九百五名

中小企業及び中小業者のための経営振興策による景気回復に関する請願

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四五号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 吉岡 吉典君

景気回復に関する請願

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四三号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 吉岡 吉典君

景気回復に関する請願

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四四号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 吉岡 吉典君

景気回復に関する請願

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九四五号 平成十四年四月二十六日受理

請願者 吉岡 吉典君

景気回復に関する請願

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。